

(1) 訪問介護サービス利用料金

地域区分その他(1 単位/10 円)

※群馬県太田市のみ 7 級地 (単位/10.21 円)

	算定項目	単位 数	1 割	2 割	3 割		利用料	1 割
身体介護	(1)20 分未満	163	163	326	489	→群馬県太田市のみ 7 級地	1664	166
	(2)20 分以上 30 分未満	244	244	488	732		2491	249
	(3)30 分以上 1 時間未満	387	387	774	1,161		3951	395
	(4)1 時間以上	567	567	1,134	1,701		5789	579
	(5)1 時間を超えて 30 分を増すごとに	(+)82	82	164	246		837	84
	(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合、25 分増すごとに	(+)65	65	130	195		664	66
生活援助	20 分以上 45 分未満	179	179	358	537		1827	183
	45 分以上	220	220	440	660		2246	225

(2) その他加算 *太田市のみ 7 級地 (単位/10.21 円)

	単位	1 割	2 割	3 割
初回加算	(+)200	200	400	600
緊急時訪問介護加算	(+)100	100	200	300
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(+)100	100	200	300
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	(+)200	200	400	600
口腔連携強化加算	(+)50	50	100	150
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	(+)3	3	6	9
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(+)4	4	8	12
特定事業所加算(Ⅰ)	単位数に 20%増			
特定事業所加算(Ⅱ)	単位数に 10%増			✓
特定事業所加算(Ⅲ)	単位数に 10%増			
特定事業所加算(Ⅳ)	単位数に 3%増			
特定事業所加算(Ⅴ)	単位数に 3%増			
※人材の質の確保や訪問介護員の活動環境整備など、質の高いサービスを提供するための体制構築を目的とし算定されます。				
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき(利用者ごとに、当該月の 介護報酬総単位数について算定 ※基本サービス+各種加算・減算の 単位数			×24.5%
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）				×22.4% ✓
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）				×18.2%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）				×14.5%
※介護職員処遇改善加算は、当該事業所が介護職員の資質向上の支援に関する計画の策定、介護職員の賃金の処遇の改善をする施策を行っているため、全てのご利用者に対し加算されます。				
早朝(6 時～8 時)	単位数の 25%増			
夜間(18 時～22 時)	単位数の 25%増			
深夜(22 時～翌 6 時)	単位数の 50%増			
訪問介護員 2 人対応	2 人分の利用料金となります			

(3) 交通費/キャンセル料

交通費	ご利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求します。 なお、 2の「事業の実施地域」 でのサービス提供については、交通費は無料です。	
	実施地域を越える地点から、片道 10 km未満	200 円
	実施地域を越える地点から、片道 10 km以上 15 km 未満	300 円
	事業所の実施地域を越える地点から、片道 15 km以上の場合、1 kmを超える毎	20 円
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記のキャンセル料を請求します。	
	前日 20 時までのご連絡の場合	キャンセル料不要
	急変による場合	キャンセル料不要
	当日キャンセルの場合	1,200 円